短期入所生活介護重要事項説明書

（令和８年８月１日現在）

１　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４８－５４７－２４７７　（午前９時～午後５時まで）
担当　　生活相談員・介護支援専門員
＊ご不明な点は、おたずねください。

２　併設型短期入所生活介護 てねる 概要

（１）サービスの提供場所

施設名称	社会福祉法人　友仁会　特別養護老人ホームてねる
所在地	埼玉県鴻巣市前砂１００３番１
介護保険指定番号	短期入所生活介護　てねる （埼玉県　１１７１７０１２７７　）

（２）空所型

特別養護老人ホームでの入所者が入院・外泊された時に空いている居室を使用する。

（３）職員体制

施設長	常勤	１名
介護支援専門員	常勤	１名
生活相談員	常勤	１名
医師	非常勤	１名
機能訓練指導員	常勤	１名（兼務）
看護師	常勤	３名
介護職員	常勤・非常勤	34名
管理栄養士	常勤	１名
事務員	常勤	１名

＊人員配置Ｉ型（御利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で３対１以上)、夜勤条件基準型（夜勤職員５名）とします。
＊機能訓練指導員を配置します。
＊その他、業務委託
調理業務　：　株式会社　ＬＥＯＣ

３　利用料

（１）基本サービス利用料　　（単位：円／１日当たり）

要介護度	併設型短期入所生活介護費（夜間条件基準型）			
	１日の単位	１日の自己負担額の目安（1 割）	１日の自己負担額の目安（２割）	１日の自己負担の目安（3 割）
要介護１	704 単位	727 円	1,454 円	2,181 円
要介護２	772 単位	797 円	1,594 円	2,391 円
要介護３	847 単位	875 円	1,750 円	2,625 円
要介護４	918 単位	948 円	1,896 円	2,844 円
要介護５	987 単位	1,020 円	2,040 円	3,060 円

○要支援

要介護度	併設型介護予防短期入所生活介護費（夜間条件基準型）			
	１日の単位	１日の自己負担額の目安（1 割）	１日の自己負担額の目安（２割）	１日の自己負担額の目安（３割）
要支援１	529 単位	546 円	1,093 円	1,639 円
要支援２	656 単位	678 円	1,355 円	2,033 円

６級地のため、１単位が１０．３３円

（２）加算料金等（＊職員配置等により変動が生ずる場合があります。）

	１日の単位	１日の金額	１日の自己負担額の目安（1 割）	１日の自己負担額の目安（２割）	１日の自己負担額の目安（3 割）
夜間職員配置加算	18/日	185 円	19 円	38 円	57 円
看護体制加算（Ⅰ）	4/日	41 円	5 円	10 円	15 円
送迎費（片道分）	184/回	1,900 円	190 円	380 円	570 円
療養食加算	8/回	24 円	9 円	17 円	27 円
サービス提供体制加算Ⅰ	22/日	227 円	23 円	46 円	69 円
サービス提供体制加算Ⅱ	18/日	185 円	19 円	38 円	57 円
サービス提供体制加算Ⅲ	6/日	61 円	7 円	14 円	21 円
緊急短期入所受入加算	90/日	929 円	93 円	186 円	279 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月				
介護職員処遇改善加算Ⅱイ		所定単位数の 15.9％が加わります			

○要支援（加算）

	１日の単位	１日の金額	１日の自己負担額の目安（１割）	１日の自己負担額の目安（２割）	１日の自己負担額の目安（３割）
送迎費（片道分）	184/回	1,900 円	190 円	380 円	570 円
療養食加算	8/回	24 円	9 円	18 円	27 円
サービス提供体制加算Ⅰ	12/日	123 円	13 円	26 円	39 円
サービス提供体制加算Ⅱ・Ⅲ	6/日	61 円	7 円	14 円	21 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月				
介護職員処遇改善加算Ⅱイ		所定単位数の 15.9%が加わります			

４　所定料金(介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの)

（１）食事代

１日あたり１，７３０円（食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度あり）

（２）滞在費　１日あたり　２，５５０円

※滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。(日額)

段階	対　象　者		滞在費	食　費
第１段階	生活保護受給者		８８０円	３００円
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者		
第２段階		前年の合計所得額+年金収入額が 82.65 万円以下の方	８８０円	６００円
第３段階①		前年の合計所得額+年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の方	１，３７０円	１，０３０円
第３段階②		前年の合計所得額+年金収入額が 120 万円超の方	１，４７０円	１，３６０円

（３）個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料　　金
日用品代	各ユニットで行うお茶会 個人の嗜好品で提供するお茶菓子・ドリンク	１日につき 50 円 希望　有り・無し
クラブ活動 ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事	書道材料費・講師謝礼・作業材料費・花見・夏祭り・敬老会・新年会等	実費をご負担頂きます。
家電代	持ち込み （テレビ・加湿器等）	１日７０円
理美容代 （希望者）	カット+ブロー カット+ブロー+顔剃り	３，９８０円 ６，１４０円

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

（４）文書料

サービス項目	サービス内容	料　　金
コピー代	記録物をコピーした場合	１枚１０円

（５）キャンセル料

①利用開始前に利用者の御都合でサービスを中止する場合

①入所日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合	無　　料
②入所日の前日午後５時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料の全額

②以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止、退所となります。料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

・利用者が中途退所を希望した場合

・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

※ただし、病状の急変等緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

５　サービス内容

（１）短期入所生活

介護計画の作成　御利用者について解決すべき課題を把握し、御利用者の意向を尊重し、サービス計画を作成します。

（２）食事　　朝食　８：００～　　昼食　１２：００～　夕食　１８：００～

（３）入浴　　原則として、週に２回入浴していただけます。ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

（４）介護　　サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。
食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位交換、シーツ交換、認知症状へのケア等。

（５）機能訓練　集団で行う生活リハビリには、随時ご参加いただけます。

（６）レクリエーション　季節ごとの行事や、書道、手工芸、音楽などのクラブ活動にご参加いただけます。詳しくは月間予定表をご覧ください。

（７）健康管理　　サービス利用中の健康管理のため当施設看護師により行います。

（８）生活相談　　施設での生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介等についてご相談に応じさせていただきます。

（９）理容・美容サービス　　各々のサービスを実施しております。
料金は実費にてお支払い下さい。

６　サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み
まず、担当の介護支援専門員（ケア・マネージャー）へお申し込みください。
ご利用期間決定後、契約を締結いたします。
また、契約締結にあたってのご説明は原則的にお電話でさせて頂いておりますが、ご来園・訪問での説明のご相談も随時承っております。

（２）サービス利用契約の終了
御利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

（３）サービス利用契約の自動終了
以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。
・被保険者が介護保険施設に入所した場合。
・被保険者がお亡くなりになった場合。
・介護保険給付でサービスを受けている御利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

（４）その他
施設は、やむを得ない事情がある場合、御利用者に対して、３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を解約し終了させていただくことがございます。

① 御利用者が、サービス利用料金の支払を正当な理由なく３ヶ月以上遅延し、

料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日間以内に支払わない場合

② 御利用者やご家族などが当施設および職員または他の御利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを解約し終了させていただきます。 なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7　当施設のサービスの特徴等

(１)運営の方針

短期入所生活介護事業所は、御利用者の心身の特性を考慮し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、御利用者の心身機能維持並びに御利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(２)サービス利用に当たっての留意事項

・喫煙は必ず喫煙所でお願いいたします。ただし、受動喫煙防止により、ご案内できる職員はかぎられており、日時等において、ご希望に添えない場合もあります。

ライター等は、施設でお預かりします。

・多額の現金、貴金属、ブランド品、高価な物品、薬（医師から処方された物以外）等の持ち込みは禁止です。紛失、欠損については責任を負いかねます。

・携帯電話・タブレット・PC 等の持ち込みは禁止となっています。

・医療機関への受診の付き添い、送迎はご家族でお願いします。

・外出等利用期間中の外出等の際は、ご予定については生活相談員までお申し出いただきます。外出等の際の付き添い、対応はご家族でお願いします。（個人的嗜好品の買い出しは行えません）

・ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。

(３)サービス利用に当たっての確認事項（反社会的勢力の排除）

①契約者及び当法人は、相互に次の各号を確約します。

・暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）の関係者ではないこと。

・暴力団等への資金提供を行う等の交際関係にないこと。

② 契約者は、次の各号の行為を行わないことを確約します。

・自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が暴力団等であることを伝え、又は、関係者暴力団等であることを伝える行為。

・自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力行為又は脅迫的言辞を用いる行為。

・自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用を毀損する。又は毀損す

るおそれがある行為。
・自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害する、又は妨害するおそれがある行為。

③ 契約者は、いずれかが 1 項又は 2 項の規定に反した場合、本法人は何ら催促を要しないで、直ちに本契約を解約できるものとする。
なお、本契約の解約により契約者に損害が生じても損害賠償の責は一切負わないものとする。また、本法人に損害が生じた場合は、損害賠償の責を契約者は負うこと。

（４）宗教活動の制限
・施設内での宗教活動の禁止
・宗教の勧誘宗教勧誘に準ずる行為当施設が宗教勧誘とみなす行為の禁止
・他利用者に影響を与える宗教的行為及びそれに類するものは禁止

（５）施設内での物品やサービスの販売と勧誘の禁止
上記に反した場合は退所扱いとします。それに従わない場合は、①口頭で伝え、②文書で伝え、③内容証明で伝え、④訴訟という手順で法的対応をとります。

（6）カスタマーハラスメント防止
関係者の皆様からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為（以下、「カスタマーハラスメント」という。）は、厚生労働省による「働き方改革実行計画」を踏まえ、実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について検討するため開催された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書において言及されているハラスメント行為となります。

＜カスタマーハラスメントの対象となる行為＞
以下の類型は例示であり、以下に限られるということではありません。
・長時間にわたり、顧客等が従業員を拘束する。居座りをする、長時間、電話を続ける。
・理不尽な要望について、繰り返し電話で問い合わせをする、または面会を強要してくる。
・大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言や人格の否定や名誉を棄損する発言をする。
・殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、わざとぶつかってくる等の行為を行う。
・脅迫的な発言をする、異常に接近する等といった職員を怖がらせるような行為を行う。
・正当な理由なく、権威を振りかざし要求を通そうとする、お断りをしても執拗に特別扱いを要求する。または、文書等での謝罪や土下座を 強要する。
・クレームの詳細が分からない状態で、職場外である関連機関の皆様の自宅や事業所、特定の場所等に呼びつける。
・インターネット上に名誉を毀損する、またはプライバシーを侵害する情報を掲載する。
・職員の身体に触る、待ち伏せする、つきまとう等の性的な行動、食事やデートに執

拗に誘う、性的な冗談といった性的な内容の発言を行う。
本施設では、御家族様や関係者の皆様と合理的で理性的な話し合いを求め、よりよい関係の構築に努めます。しかし、カスタマーハラスメントが行われた場合は、認定契約の解除や取引を中止することがあります。

8　秘密の保持

（１）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（２）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（３）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9　緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

別途定める「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、原則身体拘束はいたしません。ただし、生命や身体の保護の目的で、緊急やむを得ない場合は指針に沿った手順で行います。

①身体拘束等適正化委員会による検討
②ご家族への説明・同意
③拘束の有効性の再検討
④経過記録の保管

１０　高齢者虐待防止

別途定める「高齢者虐待防止指針」に基づき、全職員を挙げて虐待防止に取り組みます。

１１　緊急時の対応方法

御利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じ、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医連絡先		
	病院または診療所	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

１２　非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及び御利用者が参加する訓練を定期的に実施いたします。

１３　事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、医療機関、市町村および関係諸機関等への連絡を行い必要な措置を講じ、事故の発生から経緯、結末まで全て記録し、上記関係者に連絡します。

１４　その他

①コロナワクチン、インフルエンザワクチン接種等にご協力をお願いします。

※接種の有無や接種券、予診票の提出等できるだけ早めのご対応をお願いします。

②感染症にかかわる措置に協力をお願いします。

③施設や備品、居室等での意図的な破壊や、壁紙・備品等損失行為には、原状回復をお願いします。

１５　サービス内容に関する相談・苦情

利用者相談・苦情担当者　　岡田　美智代

苦情受付責任者　　水野　雅雄

電話　０４８－５４７－２４７７

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名　　鴻　巣　市

担当　介護保険課

電話番号　０４８－５４１－１３２１

埼玉県国民健康保険連合会

電話番号　０４８－８２４－２５６８

第３者委員

民生委員２名

１６　法人及び指定老人福祉施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　友仁会
代表者役職・氏名	理事長　　仁科　哲雄
法人所在地	埼玉県鴻巣市前砂１００３番１
連絡先	電話　０４８－５４７－２４７７
	FAX　０４８－５４７－２４７８

社会福祉法人友仁会指定老人福祉施設事業所の事業

てねる	特別養護老人ホーム（１００床）
	短期入所（空床型）

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護ご利用にあたり、御利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　　埼玉県鴻巣市前砂１００３番１
施設名　　社会福祉法人　友仁会
　　短期入所生活介護　てねる
代表者名　　施設長　水野　　雅雄　　印

説明者　　印

私は、契約書および本書面により、施設から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名　　印

（代理人）住所

氏名　　印
（利用者本人との関係　　）